

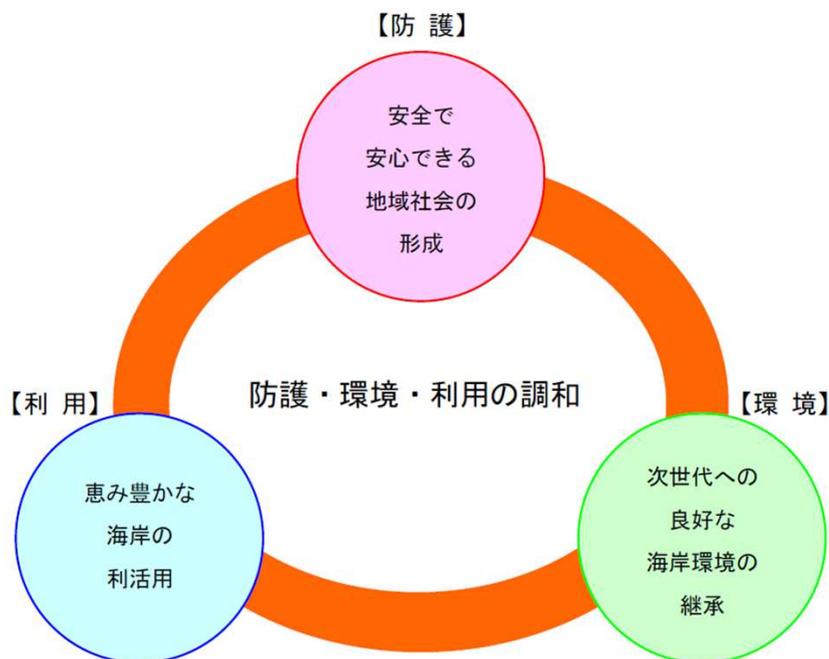
気候変動を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画の変更について

広島沿岸海岸保全基本計画とは

海岸法及び国が定める基本方針を踏まえ、県沿岸における「海岸の保全に関する基本的な事項」や「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」等を定めたものであり、4所管(農地、河川、漁港、港湾)、計428地区海岸における護岸等計画高さ等を位置付けたもの。

基本理念

『自然にやさしく、暮らしを守る、
みんなが楽しいひろしまの海辺づくり』



防護・環境・利用の調和

☆ 広島沿岸の特性や地域のニーズに応じて、防護・環境・利用が調和した海岸を築きます。

安全で安心できる地域社会の形成

☆ 海岸保全施設の整備水準の向上やより安全性の高い施設の整備等とともに、ソフト面の対策も併せて講ずることで、高潮、波浪、津波による災害から背後の人命・財産を守り、安全で安心な地域社会を形成します。

次世代への良好な海岸環境の継承

☆ 海岸空間の環境容量は有限なものであるとの認識の下、「多島美」や「白砂青松」の優れた景観を有し、希少な生物の生息域となっている瀬戸内海の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、海岸環境の保全や喪失した自然の復元等、環境に配慮した海岸づくりを目指し、次世代に良好な海岸を継承します。

恵み豊かな海岸の利活用

☆ 海洋性レジャーやスポーツの場、体験活動・学習活動の場、あるいは海辺の持つ開放性をはじめ、その大気や海水が有するといわれる癒し効果を利用した健康増進のための海洋療法や憩いの場等、海岸が有している様々な機能を十分に活かし、多様なニーズに対応します。

基本計画の主な構成

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項

○海岸の現況に関する事項

- ・海岸の概要、自然的特性、社会的特性
- ・海岸の課題

○海岸の保全の方向に関する事項

- ・広島沿岸の長期的な在り方
- ・海岸の防護に関する事項
- ・海岸環境の整備及び保全に関する事項
- ・海岸における公衆の適正な利用に関する事項
- ・海岸の保全に関するその他の事項
- ・広島沿岸の海岸保全の方向性

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

○施設整備の方向性

- ・広島沿岸の地域区分
- ・整備の方向性

○施設整備に関する基本的な事項の詳細

第Ⅲ章 今後の取り組み方針

基本計画の変更等の状況

◆平成14年 広島沿岸海岸保全基本計画を策定

◆平成26年 平成16年の台風16号、18号による高潮被害や平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び津波の発生を踏まえ、高潮防護水準の見直しや地震・津波に対して適切な対応を講じることを目的として変更

◆令和8年 気候変動の影響を考慮した適切な防護水準を設定し、将来の高潮等に対する安全を確保することを目的として変更(今回)

気候変動を踏まえた基本計画の変更概要

変更の背景

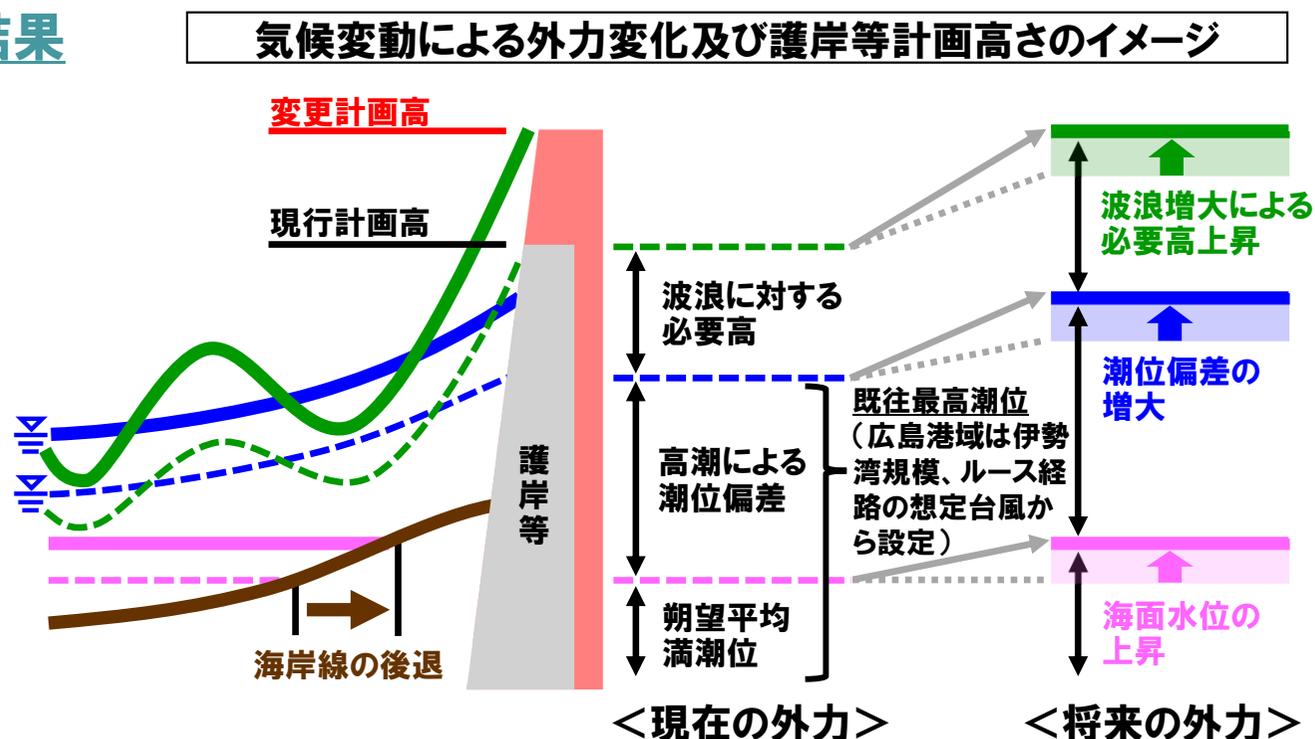
気候変動の影響による海面上昇や台風の大型化等による沿岸部への影響が懸念される中、国の基本方針において「気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めること」とされたことを受け、将来の高潮等に対する安全を確保するため、**気候変動の影響を考慮した護岸等計画高さの見直し**を行う。

想定する気候変動のシナリオ及び海岸外力

21世紀末に平均気温が産業革命前(1850~1900年)と比較して**2℃程度上昇**した気候環境における海岸外力(海面水位、潮位偏差、波浪(風速))を予測する。

気候変動による外力変化の予測結果

- 海面水位:
0.39mの上昇を見込む
- 潮位偏差:
0.01~0.07mの増大を見込む
- 波浪(風速):
波浪の算定に用いる風速は
1.0~1.7m/sの増大を見込む



護岸等計画高さの設定方針

【広島港域以外】

既往最高潮位に**21世紀末の気候変動を考慮した海面水位及び台風(潮位偏差、波浪)による影響を加えた高さとする。**

【広島港域】

現行計画高の方が既往最高潮位に21世紀末の気候変動を考慮した海面水位及び台風(潮位偏差、波浪)による影響を加えた高さより高いことを踏まえ、**今回の変更においては見直しを行わない。**

※広島港域の現行計画高は、日本の他地域に來襲した最大規模の台風(伊勢湾台風規模)が危険なコース(ルース台風経路)で広島に來襲した場合の想定最高潮位を基に設定

主な変更内容

◆ 第I章 海岸の保全に関する基本的な事項

- ・海岸の防護の目標に、**気候変動の影響を考慮した高潮等に対して防護する旨を記載**
- ・海岸侵食への対応として、気候変動の影響を注視しつつ、必要に応じて汀線の保全や回復を図る旨を記載
- ・海岸の利用に関する施策に、気候変動の影響で海浜等の利用に支障が生じないように、施設の適切な維持管理に努める旨を記載

◆ 第II章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ・気候変動の影響を考慮した護岸等計画高さを位置付けるとともに、海岸保全施設の新設または改良が必要な区間について記載
(**広島港域以外の護岸等計画高さは40～70cmの上昇、海岸保全施設の新設または改良が必要な区間の延長は約490km**)

◆ 第III章 今後の取り組み方針

- ・気候変動の動向等により、必要に応じて計画の見直しを行う旨を記載